平成２８年（フ）第８２８号
東京都小平市天神町１丁目９番32―307号
破産者　市川　敬子
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１００１号
東京都西東京市田無町３丁目３番７―603号
破産者　小林　　亘
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７７号
静岡市駿河区石田２丁目５番63号
破産者　花城フード株式会社
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９８号
静岡市駿河区みずほ１丁目33番地の11
破産者　有限会社西久保工業
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４５９号
名古屋市西区大野木５丁目76番地
破産者　有限会社アフター
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７５号
愛知県岡崎市大樹寺２丁目17―１
破産者　有限会社味彩
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―218号
破産者　夜久　是仁
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６号
松江市学園南２丁目18番５号
破産者　稲本　晃和
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２号
松江市学園１丁目16番26―501号　コーポセンチュリー
破産者　藤原　砂代
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２号
福岡県田川郡香春町大字高野1012番地
破産者　株式会社アソート・エス
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第８０号
北海道函館市昭和４丁目29番８号
破産者　株式会社居酒屋ココ
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４９号
北海道旭川市７条通17丁目84番地
破産者　株式会社ジャパンサービス
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１４号
北海道旭川市６条西１丁目１番９号
破産者　有限会社カナデイアン旭川
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６３号
茨城県水戸市笠原町600番地20
破産者　有限会社ジョイフード
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９９８号
東京都立川市羽衣町２丁目41番１号パリジェンヌ303号
破産者　和賀　正夫
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１０６号
東京都多摩市馬引沢２丁目７番地の16パールハイツ202
破産者　西田　　裕
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５５号
静岡県三島市青木382番地の31　ハイムやすらぎ103
破産者　武井　将実
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６１５号
京都市中京区東洞院御池下る笹屋町436番地
破産者　株式会社コズミックフロウ
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９０２号
兵庫県宝塚市旭町３丁目10番１―510号
破産者　フレームポイント株式会社
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９３９号
京都市左京区高野西開町34番地の１　東大路高野第１―２―404
破産者　有限会社アクロス
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
岡山市東区瀬戸町寺地576番地75
破産者　佐野　　有
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部